



日本共産党市議会議員
**松村ヤス子の
 市議会報告**

2014年1月

利用率が低い注文弁当

やっぱり 中学校給食が必要

一昨年に続き、昨年12月は、新政会、市民グリーンク議会にも「中学校給食の実施」をもとめる1万8千人分の陳情が出されました。

尼崎市では、菓子パン等で昼食を済ませている中学生に「栄養価があつてバランスのとれた弁当を提供する」という目的で「注文弁当事業」が行われています。注文を取って外部から民間弁当業者が納入する事業です。

一昨年の「中学校給食の実施を求める陳情」の審議では、新政会などが「弁当事業の推移をみる」として陳情は採択されませんでした。ところが、利用率は、10%を目標にしているものの、少ない学校ではわずか0.4%、多い学校でも4%程度です。



給食の実現目指して頑張ります。

会派に持ち帰って・・・

陳情は、議会が始まる1週間前が提出の切です。一般質問が終わってから始まる委員会までには会派で陳情書を検討する時間は、本来十分あり、検討してから審議に参加すべきだと思つたのですが・・・

**ひきつづき「議会改革」
 「議会のあり方検討委員会」も設置**

尼崎市議会では、これまでの4年間、議会改革検討委員会を設置して、「議会改革」を進めてきました。昨年6月の市議選後の新議会でも、引き続き、各会派から、検討テーマを出し合い議会改革検討委員会を設置することを決めました。また、これまでは、地方自治法で認められていた「政務調査費」を「政務活動費」とし、公費を使用する範囲を広げる法改正が行われました。それに伴って、議会運営委員会で検討しました。尼崎市議会では、20年前の議員の旅費不正使用事件を風化させることなく、従来の使い方を基本にして、市政に反映させるためにも市民意見の聴取、生活相談をしやすくするとともに、地域の会館使用料や茶菓代への支出にとどめました。

海外視察は引き続き「凍結」

当面の検討の中で、新政会などが、「海外視察の実施」を提案してきました。しかし、旅費不正使用事件による議会解散以来、海外視察については、制度は残しているものの、実施については「凍結」してきました。

議会運営委員会で採決した結果、新政会以外は「凍結」に賛成し、実施しないことにしました。

海外視察の「凍結」についての態度						
新政会	公明党	共産党	緑のかけはし	市民グリーン	維新	結果
×	○	○	○	○	○	凍結

12月議会に、「JR塚口駅西側のエレベーターの設置を求める陳情書」が地域の2団体から出されました。

私は、この陳情書を審議する健康福祉委員会の委員長をつとめています。現場の状況を直接見なければと思ひ、地元の松沢議員に案内してもらい、会派の川崎議員とともに視察しました。

障害者・高齢者・子ども連れの人が困っているJR塚口駅西口にエレベーターを健康福祉委員長として全力をつくします



1月31日の委員会です。ぜひ採

現場を見てびっくり。JR塚口駅は、線路は地面を走っており、ホームは1階で、改札が2階です。改札口まで、40段の階段があり、実質的には、3階に相当し、JRにも働きかけています。車いすの場合は、ホームと改札口をつなぐエレベーターが私には、委員長として、「全会派

社会保障制度の 根幹 生活保護制度

申請権をまもること 親族の援助は強制しないにとと

生活保護制度は

命を守る最後の砦 社会保障制度の 根幹

安倍政権は、低賃金化、自助自立自己責任を強調し、社会保障制度の役割を劣化させ、生活保護に対する「バッシング」を広げて分断と対立をもたらした。生活保護法を改悪しました。厚生労働大臣は、これまで通りだと答弁していますが、それならば法律改正する必要はないのに、おかしなことをするものです。

国からもこれまで通りだと通知が来ています。

12月議会では、市の対応を確認するとともに、「これまで」の取り組みで改善すべきことを強く求める質問をしました。

生きる権利と真の人權保障を大切にすると市政運営を強く求めました。

申請権を尊重すること

質問

改正法では、申請時に生活困窮状態を証明する書類等の提出することされている。しかし、国会では、改正前の法律と変わらない運用だと答弁している。

改正前の法律では、活保護を申請する意思がある人は、すぐに申請できるし、口頭でも申請が認められている。

しかし、現在は、面接相談員が審査に必要な書類等の提出を求め、保護適用可と判断すれば→保護申請→最終審査で確定としている。

しかし、申請権を尊重して、まず、申請書提出→審査に必要な書類等を提出させて審査→保護の可否を決定すべきである。

答弁

口頭でも申請できる。申請意志のある人にはすぐに申請できるように改善する。

生活保護が増えるから市の財政厳しいのではありません

質問

10年ほど前から、生活保護制度は、国の指導のどおりに実施しているのに、地方交付税算定では、市が負担する25%分が大きく不足しているのはおかしい。国に是正を求めよと指摘してきました。市の国への働きかけもあり、2012年度決算では、市の負担分は、全額地方交付税で賄われている。市民と市職員に正しい広報をお願いします。

答弁

本市の国への働きかけの成果な

どもあり2012年度では、かい離がなくなっている。生活保護費について、適切な財源保障がなされるよう、引き続き国への働きかけを行う。

また、生活保護費に係る算定状況など、本市の地方交付税の現状と課題について分かりやすくまとめた資料を職員向けの庁内LANにおける掲示板に掲載して周知を図るとともに、ホームページにも公開して、広く市民に示しておき、今後とも、適切な情報発信に努めていきたい。

ただし、国は、生活保護費など以外で地方交付税などを厳しくしている。そのため、全国の自治体が厳しい対応を迫られている。

扶養義務者の扶養は 保護の要件ではありません

質問

改正法では、保護を受けようとする人の親族による扶養が強化されている。法律改正前の今も、あの芸能人事件以来、扶養をかなり強く求めるようになってきている。

兄弟、親子であっても、種々の事情で、交流がない場合が多々ある。

居住地がわからない親族にも市が調査し、扶養届の用紙を送付している。そのため、自分が困窮していることを親族にどうしても知られたくないとして、申請そのものを躊躇する人がいる。

北九州市で、兄弟に援助してもらえと福祉事務所を追い返されたタクシーの運転手が箸袋に、おにぎり食べた」と書き残して、餓死した事件もあった。あの餓死事件のように、親族間のトラブルを恐れて、申請をためらってしまう萎縮効果が今以上に大きくなり、生活保護が必要な人たちに、支障が出るのではないかと危惧する。

その危惧はないと言いつける対応をすべきである。

また、交流もなく、親族が扶養届を提出しつけない場合などは、保護受給を認めないのか。

第29条で、扶養義務者の雇用主や金融機関などに、書類閲覧や資料提供、報告を求めることができる。その結果、親族に扶養能力ありと判断しても、支援がない場合は、いざいざ対応をするのか。

答弁

生活保護法第4条第2項において、民法に定める扶養義務者の扶養は、すべて生活保護法による保護に優先するものと規定されているが、これは同条第1項に規定する保護の要件ではないので、親族から扶養届の提出がなくても、保護の要件が整っていれば、保護の受給を認めるものである。